

## 評議員選任・解任委員並びに評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿憩会の評議員選任・解任委員会の委員並びに評議員会の評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう委員並びに評議員とは、評議員選任・解任委員会の委員と評議員会の評議員をいう。

### (会議の出席)

第3条 委員並びに評議員が会議等に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (支給方法)

第4条 報酬等は、会議出席等の支給事由が生じた都度、原則として通貨をもって、直接本人に支払うものとする。但し、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法の定めるところにより控除すべき額を、控除して支給するものとする。

### (適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する者は、この規程を適用しない。

### (改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会並びに評議員会の議決を経なければならない。

### 付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和2年3月27日より適用する。

報酬一覧表

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員選任・解任委員並びに評議員の出席報酬等	5,000円	社会福祉法人寿憩会旅費規程による